令和4年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について

　令和4年度の地下水の水質常時監視で素が新たに環境基準を超えた井戸（令和4年11月16日公表済み）について、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認をするため、当該井戸周辺の事業場の有害物質使用状況調査と当該井戸及びその周辺井戸の水質調査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

１　調査日

　令和4年12月5日

２　測定項目

素

３　調査結果

　当該井戸及びその周辺井戸1本について水質調査を行った結果、当該井戸で環境基準を超過しました。周辺井戸では、環境基準に適合していました。

　また、当該井戸所有者及び周辺の事業場において、素の使用状況について調査しましたが、汚染原因の推定には至っておりません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　在　地 | 港区潮見町（当該井戸） | 港区潮見町 | 地下水の環境基準 |
| 当該井戸からの距離 | - | 南西250 m |
| 用　　　途 | その他 | その他 |
| ストレーナーの位置 | 10-20 m, 20-25 m | 125-228 m |
| 調　査　日 | 10月25日 | 12月5日 | 12月5日 |
| 調査項目 | 素 | **0.011****(1.1倍)** | **0.011****(1.1倍)** | 0.009 | 0.01以下 |

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（　）内は、環境基準に対する倍率です。

４　今後の対応

今回の調査結果では、汚染井戸周辺において環境基準を超えた汚染は見られませんでした。

環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

**＜参　考＞**

環境基準を超過した物質の毒性について

**【素】**

急性毒性：70～200 mgの摂取により、嘔吐、下痢、脱力感、筋肉けいれん等が現れ、昏睡後死亡する。

＊70 mgは、今回の地下水の汚染物質濃度（0.011 mg/L）では、水6.4 kLに含まれる量になります。

慢性毒性：3～6 mg/Lの量の長期摂取によっても起こり、一般的には目・鼻・喉等の粘膜炎症に続き、筋肉の弱化、食欲減退が起こる。

発がん性：国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）は、素及び素化合物をグループ１（人に対して発がん性がある）に分類している。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」「2012年版　化学物質ファクトシート」

（下線部分は、名古屋市において挿入しました。）